

我が国の現状

《成果》

- 比較的少ないドーピング防止規則違反確定率
- 国際的なアンチ・ドーピング活動への継続的貢献
- アジア地域におけるアンチ・ドーピング活動の発展にリーダーシップを発揮

《課題》

- 国際的な対応ができる人材の不足(言語能力等)
- ドーピングにまつわる課題に対する危機感が希薄
- 件数は少ないが毎年起こるドーピング防止規則違反

2019年ラグビーW杯・2020年東京オリパラ大会で多数の外国人選手が来日予定

国際的なアンチ・ドーピング活動の主な課題と求められる対応

- 検査だけでは捕捉できないドーピングの増加→ モニタリング機能の実効性向上、インテリジェンス共有体制強化
- 国際スポーツ界における価値観の相違→ 国際的教育ツールの開発・教育活動の展開
- 医師・薬剤師等の知識不足→ 医師・薬剤師等への教育・啓発活動の促進
- 巧妙化・高度化するドーピング、アスリートの心身に負担をかける検査手法→ 新たな検査手法の開発
- NADOへの信頼に基づくシステムで対応できない組織的ドーピングの発生→ 新たなモニタリングシステムの構築

WADA・IOC から求めら れていること

- | | |
|------|--|
| WADA | 各国政府がアンチ・ドーピング機関との協力及び情報共有並びにアンチ・ドーピング機関の間のデータ共有のために、法令、規制、政策又は行政手続を定めること（規程第22.2条） |
| IOC | アンチ・ドーピング機関によるドーピング調査及びインテリジェンス収集に関する法律や手続を、JSC及び日本政府が調査すること（2014年コーツIOC調整委員長から組織委員会へのレター） |

WADA:世界ドーピング防止機構(World Anti Doping Agency)
IOC:国際オリンピック委員会(International Olympic Committee)

NADO:国内アンチ・ドーピング機関(National Anti Doping Organization)
JSC:独立行政法人日本スポーツ振興センター(Japan Sport Council)

我が国が喫緊に取り組まなければならない対応

①ドーピング検査の実効性の向上

検査数の確保(施設設備整備、専門人材確保等)/検査の質の向上(特に抜き打ち検査と血液検査の強化)/分析機関の強化
インテリジェンス共有体制の整備 等

②教育活動の充実・強化

ドーピング検査専門人材及びボランティアの育成・確保/医師・薬剤師・看護師等へのアンチ・ドーピング教育・研修
アスリート及びアントラージュに対する教育・研修/学校教育等における幅広い教育・啓発活動/他国の教育活動の支援 等

③研究活動の充実・強化

巧妙化・高度化するドーピングに対応する研究開発/アスリートの負担を軽減する研究開発/WADAの研究活動への協力 等

④組織的なドーピングに対する国際的な対応への関与

WADAを中心に行われる国際的活動(独立調査委員会や独立検査機関の設置にかかる検討活動等)への関与

【達成手段】

法的措置の検討

①関係機関とのインテリジェンス(情報)共有のための連携整備

・省庁を含むインテリジェンスの共有やアンチ・ドーピングに係る個人情報の取り扱い等について立法措置の検討

②組織の業務・役割分担

・特にアンチ・ドーピング活動で中心的役割を果たす日本スポーツ振興センターと日本アンチ・ドーピング機構の役割分担の明確化
《主にインテリジェンス活動を担うJSC(インテグリティユニット)と主に検査活動を担うJADAの連携強化》

③その他の事項

アンチ・ドーピングの理念/ドーピング防止に関する教育・研修の推進体制/新たな検査手法の研究開発/
国際的なドーピング防止活動にかかる体制整備、等

法的措置以外の方法

財政的措置（補助金返還の仕組みを含む） / 人的措置 / 制度的措置 / 国際的対応への関与



「ドーピングに対する刑罰化」に関する規定

- ・組織的ドーピングが国際的な課題となる中、「刑罰化の必要性があるか」又は「他の方法で対応するか」について、要協議・検討
- ・具体的には、「法実務上、世界共通で厳格なスポーツ制裁が存在すること、刑罰の実効性に限界があること及びアスリートへの差別的取扱いの防止の観点があること等から困難である」という視点と「2020東京オリパラ大会等に世界各国から多くのアスリートが来日する状況下で何らかの抑止力が必要」という視点について、総合的な判断が必要。

＜ワーキンググループにおける法実務的な整理＞

①「立法事実」の観点：

- ・刑罰化を行うには立法事実の存在が不可欠だが、日本はドーピング防止規則違反確定率が低く、全てスポーツ制裁の対象
→ 刑罰化に当たっての立法事実が乏しい上、数少ない事例は全てスポーツ制裁でカバーされている。

②「刑罰の補充性」の観点：

- ・刑罰はそれ以外の制裁が有効でない場合にとられる手段であるが、ドーピングには既に世界共通の厳格な「スポーツ制裁」が存在する
→ スポーツ制裁は選手生命を断つに等しい厳罰であり、それを承知でドーピングをする者に、それより緩い刑罰を科しても抑止効果が低い
「ドーピングをすると捕まる」と思わせるような、ドーピング検査の量と質の充実及びインテリジェンス体制の整備こそが「抑止力」になり得る

③「刑罰法規の適正」の観点（＝刑罰の対象の明確化・無害な行為の処罰や著しく広範な処罰を求める罰則の禁止）

- ・禁止物質には一般人にとって疾病治療等に有用なものも含まれるため、刑罰化をするなら、対象者・対象行為の明確な限定が必要不可欠
→ アスリートの身分は流動的で特定困難。スポーツをする者のみが刑罰の対象となることはスポーツ基本法の本質に反する懸念

④「刑罰の実効性の確保」の観点：

- ・仮に外国人アスリートやコーチが日本でドーピングをしたとしても、大会終了後に出国してしまえば、取締り等の実効性の確保は困難
→ 出国後は取締等の実効性が担保できず、犯罪引き渡しを要請するような事案でもないため、刑罰の実効性に限界がある

2020オリンピック・パラリンピック東京大会に向けたドーピング検査体制について

●検体数

通常



ICT：競技会検査（In Competition Test）

OOCT：競技会外検査（Out Of Competition Test）

オリパラ時



※通常時は直近3年の平均値、オリパラ時の数字はロンドン五輪ベース

OOCTの割合→ 全体の50%以上

●結果報告

通常

検体受領後、**10日以内**の結果報告

オリパラ時

検体受領後、**24時間以内**の結果報告

●分析機関の勤務体制

通常

通常の勤務体制

オリパラ時

24時間体制（3シフト制）・多言語（特に英語）対応

●必要人員

DCSMとシャペロンリーダーの2領域は高い経験値が求められる

役割分担	人数	経験値	確保源
ドーピング検査室責任者（DCSM）	約150名	高い	国内
ドーピング検査員（シャペロンリーダー）	約150名	高い	
ドーピング検査員（DCO）	約20名	普通	海外
ドーピング検査員（International）	約180名	高い	
採血者（BCO）	約200名		国内
シャペロン（ボランティア）	約400名		国内

※ラグビーW杯に向けた検査体制としては、主に①各会場におけるドーピング検査室を新設又は改築・改修によって確実に設置すること、及び②大会3か月前までに検査関連備品・消耗品を確保することの2点が特に必要

（参考：世界アンチ・ドーピング規程が定めるドーピング防止規則違反）

No.	条項	ドーピング防止規則違反要件	No.	条項	ドーピング防止規則違反要件
1	2.1	アスリートの検体に、禁止物質又はその代謝物、若しくはマーカーが存在すること	6	2.6	禁止物質又は禁止方法を保有すること
2	2.2	アスリートが禁止物質若しくは禁止方法を使用すること、又はその使用を企てること	7	2.7	禁止物質又は禁止方法の不正取引を実行し、又は不正取引を企てること
3	2.3	検体の採取の回避、拒否、又は不履行	8	2.8	アスリートに対して禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること
4	2.4	居場所情報関連義務違反	9	2.9	ドーピング防止規則違反に意図的に関与すること
5	2.5	ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てること	10	2.10	禁止される特定の対象者との関わりを持つこと